

書面の電磁的交付を可能に

消費者委員会は2月4日の本会議で、特定商取引法において契約書面などを電磁的方法で交付することを可能にする建議案を取りまとめた。基本は紙での交付とするものの、「有効な」承諾を得た場合に、オンラインでの交付を認める方針を固めた。消費者の有効な承諾を得たかどうかの立証責任が、事業者にあることが焦点になっている。消費者庁は3月上旬にも、書面の電磁的交付を可能にする内容を盛り込んだ改正法案の提出を目指す。法案成立後、1年程度の猶予期間を経て施行される見通しだ。

「承諾」の立証責任が焦点に

消費者委事務局が取りまとめた建議案には、「安易に承諾が取得されないようにすること」「承諾を得たかどうかの立証責任は事業者側にあることを明確化する」となどを盛り込んでい

「承諾を得たかどうかの立証責任は事業者側にあることを明確化する」となどを盛り込んでい

「承諾を得たかどうかの立証責任は事業者側にあることを明確化する」となどを盛り込んでい

具体的な交付方法については、書面をPDF化したデータをメールで送付するなど、方法を限定していくことも必要だと明記した。

消費者委は、「消費者が電磁的方法での書面交付の意味を理解した上で

が必要になると思う」と話している。

また千原弁護士は「承

諾」の有効性について、2点の注意が必要になると予想する。まず一つ目が、ウェブによる承諾の場合、消費者が日常的に使用している電子機器であること。さらに、消費

図1 電子書面の交付に関わる論点について

建議案	具体的な内容
消費者の承諾の取得の実質化	→ 安易に「承諾」が取得されないようにする仕組みが必要に
電磁的方法による提供の具体的方法	→ 一覧性を保った形で閲覧を可能にし、かつ保存可能であること。PDF化したデータをメールでの送付
クーリング・オフ期間の起算点の明確化と承諾の取得の立証責任	→ 消費者の有効な承諾を得たかどうかの立証責任は事業者側にあることを明確にすること
法施行後の実態把握と検討	→ 問題などが発生した場合、必要に応じて見直しを含め検討を行う

者の判断力に問題がないことの確認が重要だとい

う。その上で、「消費者保護の観点から、高齢者に対しては、引き続き、紙での書面交付が必要になるのではないか」（千原弁護士）と指摘している。

委員からは根強い反対意見

書面のオンライン交付に反対する意見は依然、根強く残っている。清水かほる委員（公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長）は、「相談員の立場として、オンラインでの書面交付には最後まで反対だ。書面が残ることで顕在化していた被害が見えなくなってしまう可能性がある」と反対の姿勢を明確にした。

ドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事（事）は、「22年4月の民法改正に伴う成人年齢の引き下げを考慮すると、心配の要素は拭えない。若年層の場合、デジタル化に慣れていないが故に、知らない間に契約をしてしまうといったことも想定できる」と指摘した。

山本隆司委員長（東京大学大学院法学政治学研究所教授）は、「特商法に関わる取引での契約書面などの電子化には、きめ細かい議論を続けていく。これまでの書面の交付機能を維持する必要がある」と主張した。

消費者委は2月4日付で、建議案を井上信治消費者担当大臣に提出した。今後のロードマップについて、消費者庁・取引対策課は、「3月上旬の法案提出を目指している。具体的な日程は未定だが、法案が成立するという前提で、施行までに1年ほど要するのではな

片山登志子委員（弁護士）も、「被害の多い、特商法で規制する取引全（通信販売を除く）で書面の電磁的交付を可能にする法改正を大変懸念している」とした。

大石美奈子委員（公益社団法人日本消費生活ア